

令和7年2月議会

保健福祉委員会 資料

- 1 条例議案について P 2
- 2 令和6年度 2月補正予算 P 4

保健福祉局

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。）」の施行に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）」が一部改正（令和4年12月16日公布、令和6年4月1日施行、一部は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）され、条例において引用する同法の条項ずれが生じるため、条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

別表第4で引用している、障害者福祉工場の項中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同表の障害者就労支援施設の項中「第5条第13項」を「第5条第14項」に、「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同表の障害者生活支援施設の項中「第5条第13項」を「第5条第14項」に、「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同表の障害者地域活動センターの項中「第5条第13項」を「第5条第14項」に、「第5条第14項」を「第5条第15項」に、「又は第3項」を「又は第5項」に改める。

3 施行期日

規則で定める日。ただし、別表第4の障害者地域活動センターの項の改正規定（「又は第3項」を「又は第5項」に改める部分に限る。）は、公布の日。

議案第37号

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の 一部改正について

1 改正理由

医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号において、病院は、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者を有してなければならないとされており、同条第3項において、都道府県が条例を定めるにあたっては厚生労働省令で定める基準に従って定めることとされている。

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第19条第2項において、病院の従業者及びその員数について、厚生労働省令で定める基準であって、都道府県が条例を定めるにあたって従うべきものを定めている。なお、医療法第21条は医療法施行令第5条の23において指定都市が処理する医療に関する事務に含まれているため、本市では北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例（平成27年北九州市条例第62号）を定めている。

先のデータヘルス推進特命委員会の提言（令和3年5月28日）において、「医療法施行規則における配置基準についても栄養士または管理栄養士1名以上となった介護保険施設における配置基準と同様の考え方で早急に検討すること。」との内容が盛り込まれたこと等を踏まえ、病院における栄養士にかかる配置基準を栄養士または管理栄養士にかかる配置基準に改正するとされた。これを受け、規則の一部を改正する省令が公布された（令和5年6月19日）。

これにより、「北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例」の関連条文について所要の改正を行う。

2 改正内容

条例第4条第1項第4号の「病院の人員の基準」について「栄養士」の文言を「栄養士又は管理栄養士」と改正する

3 施行期日

公布の日

令和6年度 2月補正予算総括表

保健福祉局

○議案第63号「令和6年度北九州市一般会計補正予算」のうち保健福祉局所管分

【歳出補正】 「令和6年度 北九州市補正予算に関する説明書（2月議会提出）」P21～24

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3.2.1	社会福祉総務費	25,990,913	382	25,991,295
	無料低額宿泊所への光熱費等支援事業経費 【概要】 無料低額宿泊所において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。	0	382	382
3.2.2	障害者福祉費	58,283,558	973,772	59,257,330
	相談支援給付費 【概要】 サービスの利用者数の増加等に伴う経費。	743,228	190,000	933,228
	障害福祉サービス事業（施設型）経費 【概要】 サービスの利用者数の増加等に伴う経費。	23,193,145	212,000	23,405,145
	自立支援医療給付費 【概要】 精神疾患を有する方の精神障害に係る通院等による医療費の増加に伴う経費。	5,277,237	219,000	5,496,237
	補装具費支給経費 【概要】 国による補装具費の基準額改定等に伴う経費。	262,000	38,000	300,000
	特定医療費支給事業経費 【概要】 指定難病に係る特定医療費受給者数の増加に伴う経費。	2,332,000	152,000	2,484,000
	障害児施設運営費 【概要】 障害児施設（指定管理施設）において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。	496,004	4,368	500,372
	障害者施設運営費 【概要】 障害者施設（指定管理施設）において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。	0	6,927	6,927
	福祉サービス事業所等への光熱費等支援事業（障害）経費 【概要】 障害福祉サービス事業所等において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。	0	151,477	151,477

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3.2.3	老人福祉費	3,152,644	759,210	3,911,854
	民間老人福祉施設整備補助事業経費 【概要】 民間事業者が介護保険施設の防災改修等を行う費用の一部補助に要する経費。	156,794	37,500	194,294
	福祉サービス事業所等への光熱費等支援事業（介護）経費 【概要】 介護福祉サービス事業所等において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。	0	720,113	720,113
	指定管理事業所への光熱費等支援事業（介護）経費 【概要】 介護福祉サービス事業所等（指定管理施設）において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。	0	1,597	1,597
3.3.8	病院費	2,790,601	3,472	2,794,073
	市立病院関係経費 【概要】 市立門司病院（指定管理施設）において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。	0	3,472	3,472
3.5.1	保健所費	1,110,873	52,700	1,163,573
	健康増進関係経費 【概要】 医療機関や区役所、市民センター等で実施している健康診査のうち、がん検診等の受診者の増加に伴う経費。	675,804	52,700	728,504
3.6.1	生活保護総務費	493,071	5,664	498,735
	救護施設への光熱費等支援事業経費 【概要】 救護施設において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。	0	5,664	5,664
合 計			1,795,200	

【歳入補正】 「令和6年度 北九州市補正予算に関する説明書（2月議会提出）」P7～9、P11 (単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
18.1.1	保健福祉費国庫負担金	60,541,090	404,068	60,945,158
	社会福祉費負担金	26,289,578	404,068	26,693,646
18.2.2	保健福祉費国庫補助金	10,719,501	638,683	11,358,184
	社会福祉費補助金	10,359,066	632,394	10,991,460
	公衆衛生費補助金	80,099	2,380	82,479
	保健所費補助金	85,796	27	85,823
	生活保護費補助金	194,012	3,882	197,894
19.1.1	保健福祉費県負担金	18,747,859	110,000	18,857,859
	社会福祉費負担金	11,325,623	110,000	11,435,623
合 計			1,152,751	

【繰越明許費】 「令和6年度 北九州市補正予算に関する説明書（2月議会提出）」P44～45 (単位：千円)

款 項 目	事 業 名	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
3.2.1	無料低額宿泊所への光熱費等支援事業	382	適正な事業期間を確保できないため
3.2.2	障害児施設運営費	4,368	適正な事業期間を確保できないため
3.2.2	障害者施設運営費	6,927	適正な事業期間を確保できないため
3.2.2	福祉サービス事業所等への光熱費等支援事業（障害）	151,477	適正な事業期間を確保できないため
3.2.3	民間老人福祉施設整備補助事業	145,482	関係者との調整等に日時を要したため
3.2.3	福祉サービス事業所等への光熱費等支援事業（介護）	720,113	適正な事業期間を確保できないため
3.2.3	指定管理事業所への光熱費等支援事業（介護）	1,597	適正な事業期間を確保できないため
3.2.7	社会福祉施設等施設整備事業	500,251	適正な事業期間を確保できないため
3.2.7	障害者スポーツセンター整備事業	37,120	適正な事業期間を確保できないため
3.2.7	年長者研修大学校穴生学舎空調機更新事業	7,760	適正な事業期間を確保できないため
3.2.7	新門司老人福祉センター屋根改修事業	3,500	適正な事業期間を確保できないため
3.3.3	子宮頸がんワクチンの積極的勧奨再開及び接種事業	253,594	国の事業期間延長のため
3.3.3	定期予防接種・感染症対策事業	100,000	国の事業期間延長のため
3.3.8	市立病院への光熱費等支援事業	3,472	適正な事業期間を確保できないため
3.6.1	救護施設への光熱費等支援事業	5,664	適正な事業期間を確保できないため
合 計		1,941,707	

○議案第64号「令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算」

【歳出補正】 「令和6年度 北九州市補正予算に関する説明書（2月議会提出）」P56

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
5.1.3	償還金 【概要】 令和5年度実績の確定に伴い超過交付となった普通 交付金等の返還に要する経費。	1,000	348,000	349,000
合 計			348,000	

【歳入補正】 「令和6年度 北九州市補正予算に関する説明書（2月議会提出）」P55

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
6.1.1	繰越金	57,500	348,000	405,500
合 計			348,000	